厚生労働省健康局結核感染症課長

「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の 費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収 額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に よる入院患者の自己負担額の認定基準について」の一部改正に伴う 費用徴収の運用について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成 10 年法律第 114 号。以下「感染症法」という。)第 37 条第 2 項に基づく措置入院の費用徴収額の認定基準については、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」(平成 7 年 6 月 16 日付け厚生省健医発 189 号事務次官通知。以下「事務次官通知」という。)により示しているところですが、今般、「「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律による措置入院患者の費用徴収額、麻薬及び向精神薬取締法による措置入院者の費用徴収額及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による入院患者の自己負担額の認定基準について」の一部改正について」(令和元年 5 月 23 日付け厚生労働省発障 0523 第 1 号事務次官通知)において、その認定の基礎を所得税法(昭和 40 年法律第 33 号)に規定する所得税額から、地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)第 292 条に規定する市町村民税所得割の額に改正したところです。

上記の改正を踏まえた実務上の取扱いについては下記のとおり整理いたしましたので、貴殿におかれましては、その内容に関して御了知の上適切に対応いただくとともに、貴管内市町村(保健所を設置する市及び特別区を除く。)に周知していただくようお願いします。

第1 地方税法によらない市町村民税所得割の額の算定方法について

費用徴収額の認定に当たっては、市町村民税所得割に基づいて所得の確認を 行うこととされているが、一部地方税法によらない算定方法について定めてい るところである。これについての具体的な算定方法は以下のとおりとすること。

1. 年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の算定について

費用徴収額の認定に当たって用いる市町村民税所得割の額については、地方税法等の一部を改正する法律(平成22年法律第4号)第1条の規定による改正前の地方税法に規定する扶養親族(16歳未満の者に限る)及び特定扶養親族(16歳以上19歳未満の者に限る)に関する控除がなされた場合と同様のものとなるように事務次官通知に規定したところである。

市町村民税所得割の額の算定に当たっては、別添1の旧税額計算シートを 参考に、扶養控除見直し前の旧税額を計算することにより、扶養控除の見直し による影響をできるだけ生じさせないよう対応すること。

2. 道府県から指定都市への税源移譲に係る算定について

地方税法及び航空燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成 29 年法律第 2 号)の一部の施行に伴い、道府県から指定都市へ、地方税法に規定する個人住民税所得割の標準税率 2 %相当分が税源移譲されることとなった。これにより、指定都市に住所を有することで税源移譲後の税率が適用される者については、費用徴収額の認定に当たって、指定都市以外の市町村に住所を有する者と所得が同じにもかかわらず、指定都市に住所を有する者のみが費用される可能性が生じるため、指定都市に住所を有する者に係る市町村民税所得割の額を算定する場合には、これらの者を、指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなし、税源移譲前の標準課税率により算定することとなること。

なお、指定都市に住所を有する者に関し、税源移譲前の標準税率により算定した市町村民税所得割の額については、当面の間、情報提供ネットワークシステムから取得することが可能であるほか、課税証明書により提供されることとなっている。

3. 寡婦控除等のみなし適用について

費用徴収額の認定に当たっては、未婚のひとり親を地方税法上の寡婦又は 寡夫とみなして、別添2のフローチャートを参考に、控除を行うこと。 ただし、地方税法を読み替えた場合における「現に婚姻をしていないもの」の「婚姻」とは、市町村民税所得割の額及び所得税額の算定に係る所得を計算する対象となる年の12月31日時点及び措置決定時のいずれの時点においても、子を有しかつ過去に婚姻の事実(届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)が確認できない者とする。

なお、寡婦控除等のみなし適用に係る手続きについては、申告書や戸籍全部 事項証明書等を提出させること等の方法が考えられる。

第2 経過措置について

適用日に現に入院中の者で、今まで費用徴収されていなかった者について、改正後の事務次官通知による認定基準に基づいて認定した際に、新たに費用徴収されることとなる場合においては、改正前の事務次官通知による認定基準に基づき認定を行うこと。ただし、改正前の事務次官通知による認定基準に基づき認定を行った場合においても、費用徴収されることとなる者については、次回認定からは改正後の事務次官通知による認定基準のみに基づいて認定することとする。

なお、当該経過措置は、その者が退院するまでの間に限るものとする。